

現行制度	改正試案
<p>普通免許</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験資格 : 18 歳以上 ・ 技能試験 : 路上試験 ・ 取得時講習 : あり 	<p>普通免許</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験資格 : 18 歳以上 ・ 技能試験 : 路上試験 ・ 取得時講習 : あり
<p>大型免許</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験資格 : 20 歳以上 普通免許等取得後 2 年以上 ・ 技能試験 : 場内試験 ・ 取得時講習 : なし 	<p>中型免許</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験資格 : 20 歳以上 普通免許等取得後 2 年以上 ・ 技能試験 : 路上試験を導入 試験車両 : 現行大型免許と同程度の大きさの試験車両 (車両総重量 9 トン以上) ・ 取得時講習 : 導入 * 教習 : 試験車両と同程度の教習車両を使用 取得時講習の内容を含めた適切な内容の教習
<p>政令大型自動車の運転制限</p> <p>以下の要件を満たす大型免許保有者でなければ運転できない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21 歳以上 ・ 普通免許等取得後 3 年以上 	<p>大型免許</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験資格 : 21 歳以上 普通免許等取得後 3 年以上 ・ 技能試験 : 路上試験を導入 試験車両 : 車両総重量 11 トン以上のできる限り大きな試験車両 ・ 取得時講習 : 導入 * 教習 : 試験車両と同程度の教習車両を使用 取得時講習の内容を含めた適切な内容の教習